

令和4年12月 5 日

保護者 様

真岡市教育委員会

新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行に備えた対応について

日頃から、学校における新型コロナウイルス感染防止対策につきまして、ご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

この冬(2022-2023 シーズン)は、新型コロナウイルス感染症が今夏以上に拡大し、季節性インフルエンザと同時流行する可能性があります。

今夏の感染拡大時以上に、発熱外来や救急医療のひっ迫が懸念されることから、真岡市教育委員会におきましても、医療のひっ迫を回避するため、芳賀郡市医師会の助言を受け、季節性インフルエンザにかかった後、登校にあたっては医療機関等が発行する検査結果や治癒の証明書を求めないことといたしました。

つきましては、お子様が新型コロナウイルス又は季節性インフルエンザ感染と診断された場合は、医師の指示に従い、療養していただきますようお願いいたします。

〈対応について〉

	新型コロナウイルス感染症	季節性インフルエンザ
出席停止期間 (療養期間)	原則発症日から 7 日間経過し、かつ症状軽快後 24 時間経過した場合には8日目から解除 ※1	発症後5日を経過しかつ解熱した後2日
登校する際の 証明書等の提出	不要	不要※2
濃厚接触者としての 対応	自宅待機期間の設定あり (出席停止)	不要

※1ただし、10日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから自主的な感染予防行動の徹底をお願いします。

※2なお、新型コロナウイルス感染症、季節性インフルエンザ以外の出席停止の場合は、従来通り証明書が必要になります。

学校教育課総務係・指導係
TEL: 83-8180・8181